

件名

金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行に伴い、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号）の一部を次のように改正し、令和五年六月一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～七十五 略〕

七十六 処分上制約のない資産 連結貸借対照表に計上される資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はヘに掲げる要件を満たすものをいう。

〔イ～ホ 略〕

ヘ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に對して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられていないものが契約において特定されない場合にあつては、最終指定親会社等が担保として用いられないとみなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられない額以下の額であるもの）であること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 中央清算機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号

の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関をいう。第十四条第九号ハにおいて同じ。）、振替機関（社債、

第一条 「同上」

〔一～七十五 同上〕
七十六 「同上」

〔イ～ホ 同上〕

ヘ 「同上」

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 中央清算機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号

の二に規定する中央清算機関をいう。第十条第一項第四号イ及び第十四条第九号ハにおいて同じ。）、資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関をいう。第十四条第九号ハにおいて同じ。）、振替機関（社債、

第二条第十一項に規定する資金清算機関をいう。第十四条

株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
第二条第二項に規定する振替機関をいう。同号ハにおいて
同じ。）その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振
替を業として行う者

七十七 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第九号ハにおいて同じ。）、振替機関（社債、株式等の振
替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二
項に規定する振替機関をいう。第十四条第九号ハにおいて
同じ。）その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振
替を業として行う者

七十七 「同上」